

平成 年 月 日

保護者 様

平成高等学校長

感染症による出席停止について

感染症にかかった場合は、出席停止の措置をとることになります。主治医による診断内容を踏まえ、出席停止を解除することとなりますので、その内容について、別紙用紙にご記入の上、再登校時、保健室の養護教諭に提出して下さるようお願いいたします。

(参考) 出席停止の対象となる感染症の種類、出席停止の基準

学校保健安全法施行規則第18条第19条・・・学校において予防すべき感染症の種類

	感染症の種類 第18条	出席停止の期間の基準 第19条
第一種	●エボラ出血熱●クリミア・コンゴ出血熱●南米出血熱●ペスト●マールブルグ病●ラッサ熱●急性灰白髄炎(ポリオ)●ジフテリア●重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるもの)●鳥インフルエンザ(インフルエンザAウイルスH5N1型)	治癒するまで
第二種	●インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1型及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ●百日咳 ●麻疹 ●流行性耳下腺炎	▲発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで ▲特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ▲解熱した後3日を経過するまで ▲耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	●風しん ●水痘 ●咽頭結膜熱 ●結核 ●髄膜炎菌性髄膜炎	▲発疹が消失するまで ▲すべての発疹が痂皮化するまで ▲主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	●コレラ●細菌性赤痢●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス●パラチフス●流行性角結膜炎●急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症とは・・・

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる感染症のことです。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様などを考慮し、判断します。

様式②

校長	教頭	教務主任	学年主任	担任	養護教諭

## 感染症診断報告書

(あて先) 秋田県立平成高等学校長

年 組 番氏名

病 名	
診 断 日	平成 年 月 日
療養を指示された期間	月 日 から 月 日 まで
その他指示された内容	
受診した医療機関	(医師名 )

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

薬の説明書、または検査結果等、生徒本人が受診したということがわかるものを添付してください。  
(特に、医療機関で記入していただく必要はありません。)

# 健康チェックカード

年 組 番 氏名

月日				
曜日				
朝の体温				
昼の体温				
夜の体温				
体の調子				
月日				
曜日				
朝の体温				
昼の体温				
夜の体温				
体の調子				

- 再登校する日の朝、「感染症診断報告書」と「健康チェックカード」を持って保健室に来てください。
- 熱がさがっても、ウイルスを排出する場合がありますから、「解熱後も1週間はマスクを着用」してください。